

石福総第 1701 号
令和6年10月22日

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木 幸雄 様

石狩市長 加藤 龍幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

- 1 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて
- 2 石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて

以上

令和6年10月22日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸 雄

石狩市福祉タクシー助成事業及び石狩市福祉利用割引券交付事業の
見直しについて（答申）

令和6年10月22日付け石福総第1701号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

1 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて

石狩市福祉タクシー助成事業の見直しは、交付対象者の拡大や自動車燃料助成の新設により、障がい者福祉施策の一層の充実を図るものであり、本審議会において審議を行った結果、次のとおり意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。

【附帯意見】

- (1) 社会情勢などに応じた障がい者福祉施策を推進するため、今後も利用状況の検証やニーズの把握に努めること。
- (2) 交付方法の変更について、丁寧な周知に努めること。

2 石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて

石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しは、高齢者人口の割合が増加していく現下の情勢において、持続可能な高齢者福祉施策の実施を目的としており、本審議会において審議を行った結果、次のとおり意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。

【附帯意見】

- (1) 高齢者を取り巻く状況の変化などを的確に捉え、持続可能な高齢者福祉制度を構築するため、今後も利用状況の検証やニーズの把握に努めること。
- (2) 交付対象年齢の引上げや交付方法の変更などについて、丁寧な周知に努めること。
- (3) 経過措置について検討すること。

以上